

いじめ防止基本方針

福島市立福島第四小学校

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめ防止基本方針策定の目的

法第13条の規定に基づき、福島市立福島第四小学校（以下「学校」という。）の実情に合った、いじめの防止等のための対策（以下「いじめ防止対策」という。）を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(2) 学校のいじめ防止対策の基本理念

- ① いじめが全ての児童の関係する問題であることに鑑み、いじめは現に起きているという基本認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、その未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- ② いじめは児童の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して行ってはならないものであることをすべての児童に認識させるとともに、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、児童の豊かな情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- ③ いじめ防止対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、県、市町村、地域住民、家庭、その他関係者等が、いじめは現に起きているという基本認識に立ち、連携していじめ問題の克服に取り組む。

(3) いじめの定義

法2条で定められているとおり、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また「いじめ」に当たるか否かの判断に当たっては、次の4点を踏まえることが大切である。

- ① いじめを受けた児童の立場に立つこと。
- ② いじめを受けた本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないよう努めること。
- ③ 特定の教職員で判断することなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用すること。
- ④ インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。

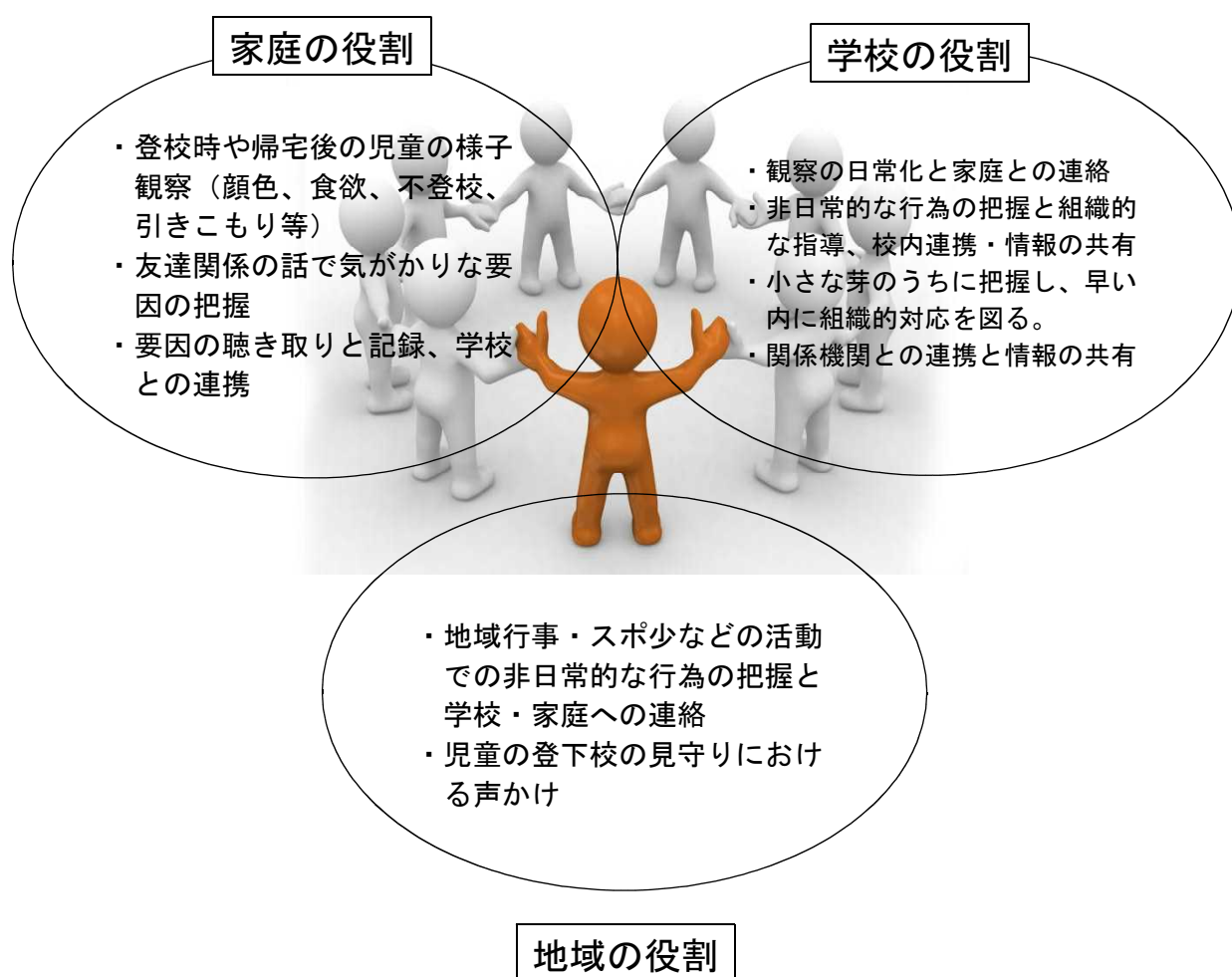
(4) 認知の定義

(平成28年3月18日付文部科学省「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について(通知)」より)

「いじめの定義」を正確に解釈すると、
ほんの些細な行為が、予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大事態に至ってしまうことがあるという事実を教訓として学び取り規定している。よって、「ごく初期段階のいじめ」であっても「好意から行ったが、意図せず相手を傷つけてしまった場合」等もいじめとして認知すべきである。

梅校のいじめ問題未然防止・対策計画

福島第四小学校



※ 地域の財産である児童生徒を重大事態に巻き込まないようにするために、三者一体となって「見取りと声かけ」を日常的に行い、学校を拠点にして関係機関と連携して対策を講じる。

(5) いじめの理解

- ① どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであり、いじめは現に起きているという基本認識をもつ。
- ② 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- ③ 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- ④ 学級等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞感）から起こることもあり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。
- ⑤ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつもただちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。

(6) いじめの禁止

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(7) 学校・教職員の責務

学校は、教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことについての理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、全ての児童が自己有用感や充実感を感じ、安心して学べる教育環境づくりに努める。

(学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめ防止等の対策のための組織

梅校いじめ根絶チーム

＊いじめ防止や早期発見に向け、話し合いや研修を行う。

校長 教頭 生徒指導主事 養護教諭 教務主任 全担任

緊急対策会議「いじめ対応チーム」

＊いじめが認められた場合、事実調査や指導、カウンセリングなどを行う。

校長 教頭 総括指導 外部交渉

生徒指導主事 指導方針の提示 情報の集約

該当学年担任 教務主任 事実調査 指導

養護教諭 教育相談 カウンセリング

※その他、校長が必要と認める者

☆重大事態に発展しそうな場合

福島市教育委員会 P T A 民生児童委員 心理や福祉の専門家

中央児童相談所 教員・警察官経験者 学校評議員 医師 弁護士

県北教育事務所 福島警察署生活安全課

第四地区青少年健全育成会 第四地区見守り隊 等

(学校におけるいじめ防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等のための組織を置くものとする。

(1) 組織の役割

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善を行う役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに係る情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有、分析を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急対策会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連絡といった対応を組織的に実施する役割

3 いじめの未然防止のための取り組み

(1) 人権教育の充実～「いじめは許さない」という学級・学校風土づくり

- ① いじめは、相手の「人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させ、日頃から、いじめを許さない学級・学校風土づくりに努める。
- ② 子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

(2) 道徳教育の充実

- ① 未発達の考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳科の授業が大きな力を発揮すると考える。
- ② いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てる。
- ③ 子どもたちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。
- ④ 道徳科の授業では、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱う。

(3) 体験活動等の充実

- ① 子どもたちは自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していく。
- ② 現在の子どもたちは、福祉体験やボランティア体験、就業体験等の「生きた社会」との関わりが少ないため、学校が意識的に発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れていく。

(4) コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ① 現在の子どもたちは、他者に関わる生活体験や社会体験が少ないため、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者に関わる機会を増やしていく。
- ② 子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけて対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

(5) 教職員のいじめの対策等に関する資質の向上

- ① 教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備する。
- ② 教職員に対し、いじめの防止対策に関する研修の実施、その他いじめ防止対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。

(6) 地域や家庭、関係機関との連携

- ① 家庭訪問、学級懇談会、個別懇談会など様々な機会に情報交換を行う。同時に、日頃から保護者や地域との信頼関係づくりに努め、いじめ等に関する情報を交換しやすい雰囲気づくりをする。
- ② いじめ問題の対処においては、学校や市教育委員会と関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であるため、日頃から、双方の担当者が、情報を共有できる体制の構築に努める。

4 いじめの早期発見のための取り組み

(1) 日常観察の視点の明確化

- ① 児童の表情、学校生活への意欲の変化
- ② 児童の日記、作文等への記述
- ③ 児童の日常のつぶやき
- ④ 児童の身体の変化
- ⑤ 児童の服装や持ち物の変化
- ⑥ 児童の交友関係の変化
- ⑦ 児童の言動に対する周囲の児童の反応の変化
- ⑧ 児童の登下校、休み時間の様子の変化

(2) 連絡帳の活用

- ① 連絡帳の活用により、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ② 気になる内容に関しては、管理職へ報告し、電話連絡や教育相談、家庭訪問等を実施するなど、迅速に対応する。

(3) 教育相談（カウンセリング）の実施

- ① 日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ② 年2回、教育相談月間を設けるとともに、随時全児童を対象とした教育相談を実施する。

(4) いじめ実態調査アンケートの実施

- ① 年3回「いじめ実態調査アンケート」を実施するとともに、毎月「生活アンケート」を実施し、児童の実態把握に努める。
- ② すべてのアンケートについては、管理職を含めた複数の教員で調査結果を確認（ダブルチェック）する。
- ③ アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識のもとで行う。

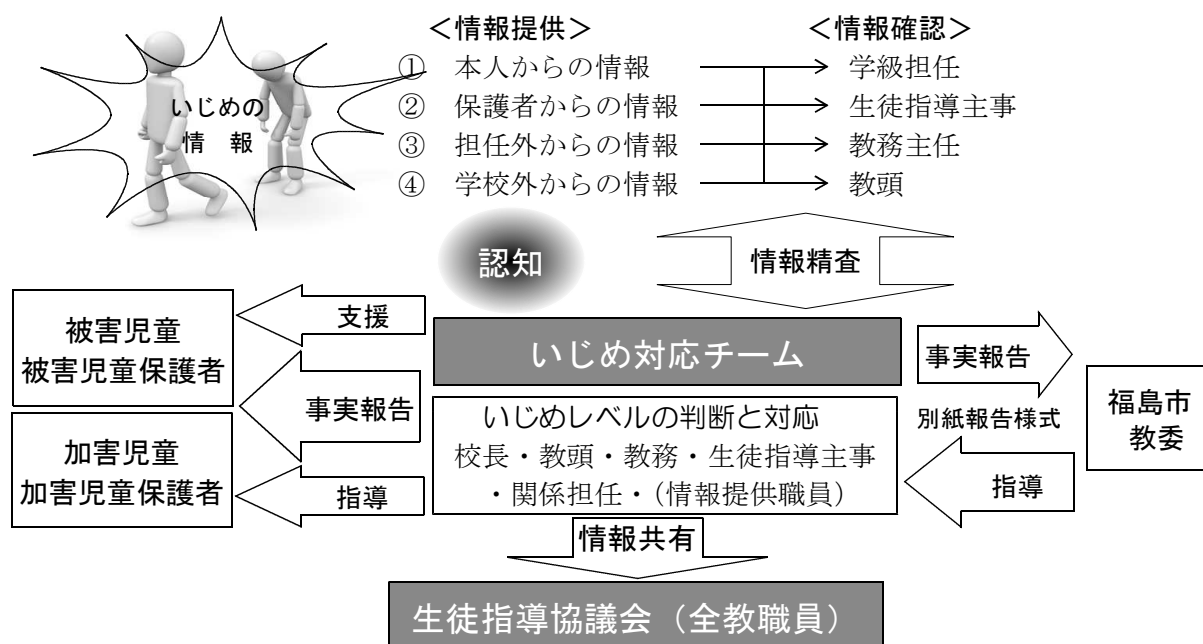
未然防止

- 「未然防止」とは、「いじめ」が起きないように日頃の学級経営や人間関係を健全に保ち、いじめの片鱗もない状況をつくること。

認知

- 「認知」とは、実際にいじめの片鱗等が見え、被害者・加害者が明確化し、今後重大事態に発展するかもしれない状況を認識すること。

5 いじめの認知（即時対応）



※ 未然防止に努力はするが、いじめは現に起きているという基本認識のもと、「認知すること」を恐れるものではない。いじめに気づき、対策を立てて実行することは、「いじめは現に起きている」という言葉の通り、教職員の気づきが高まったことをも意味する。その後、二度と起きないように、児童を見つめ、聴き取り、未然に解決できるように努力することが大切である。

※ いじめが起きたと判断した段階で、これまで培ってきた四小の伝統と誇りは雲散霧消し、風評被害により入学児童の減少なども考えられる。それなりの覚悟をしたい。

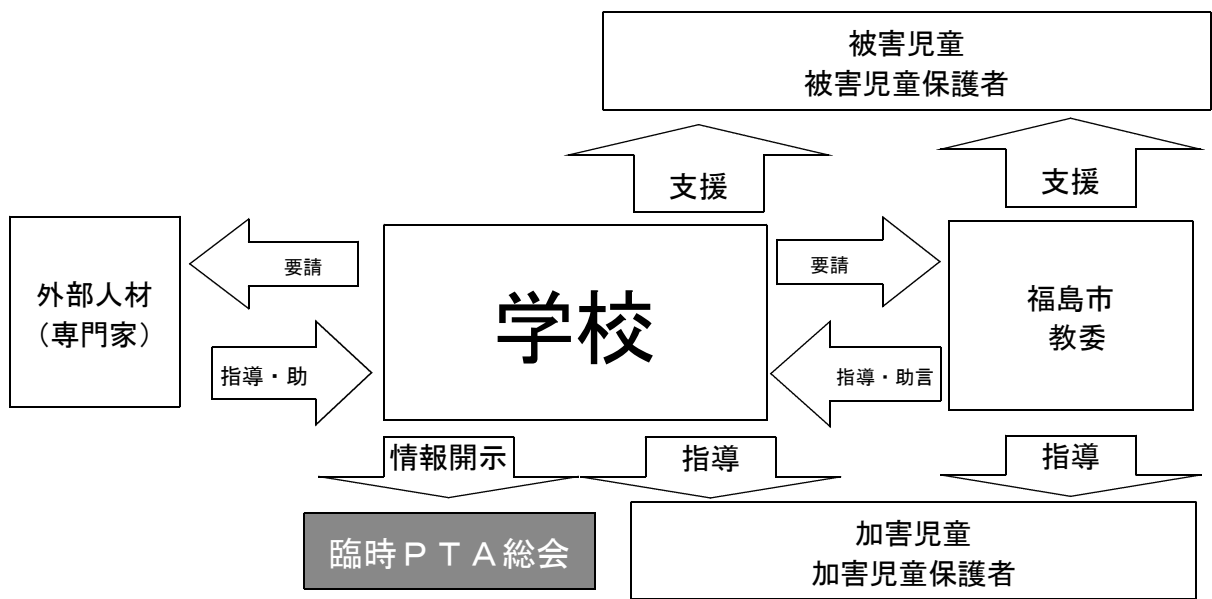
※ いじめ対応の原則「1＋3」

1・・・①被害児童・保護者への支援

3・・・①加害児童への直接指導、②加害保護者への助言、③傍観児童への指導

6 いじめ対応チームで判断してからの手続き（レベル2以上）

- ① いじめ防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、組織的に対応する。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行い、「いじめ対応チーム」が情報の収集と記録、共有、分析を行う役割を果たすため、教職員に、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えでも、抱え込まずに全て「いじめ対応チーム」に報告・相談するよう求めていく。さらに「いじめ対応チーム」に集められた情報は、個別の児童ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化が図られるようにする。
- ② 継続的・断続的にいじめが繰り返されていることが判明すれば、レベル2として福島市教委へ報告し、いじめ防止サポートチームの派遣を要請し、指導を受けて対応する。
- ③ 法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、「いじめ対応チーム」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなど、適切に対応するものとする。



7 いじめの実態報告が必要な「レベル」

＜レベルごとのいじめの判断＞

いじめの深刻度	レベルの実態	解消に向けた取組
レベル1 市教委報告	・学習や生活の様子に目立った変化は見られないが、本人がいじめがあったと感じる。	・アンケート調査 ・声かけ ・聴き取り ・個別面談 ＜組織的対応＞・いじめ根絶チーム
レベル2	・元気がない、学習意欲が低下する、身体的不調を訴える（保健室の出入りの増加）、交友関係が変化する（孤立）、頻繁にいたずらされる、物がなくなる、欠席・遅参・早退等が増える（不登校傾向）	・事実関係の把握 ・被害児童の心のケア ・被害保護者の支援 ・加害児童への直接指導 ・加害保護者への助言 ・傍観児童への指導 ・家庭・地域との連携
レベル3	・不登校、別室登校、身体的損傷、（打撲、傷、衣服の汚れ等）暴力、恐喝、脅迫等による身体的・精神的な苦痛や被害	・警察・児相・医療・民間団体等関係機関との連携 ・出席停止等の措置
レベル4	・自殺未遂、自殺	＜SC・SSW等専門家の助言に基づいた対応＞ ・本人及び家族 ・子どもたち ・教職員 ・窓口の一本化(マスコミへの対応)

※ 「解消に向けた取組」は、レベル1からいじめ根絶チームによる組織的対応を行う。

○ 「解消した」という判断の仕方

文部科学省からの解消の定義は「3ヵ月以上人間関係に変化がなく、いじめが再発していないこと」「被害者がいじめであるという感覚を持たなかったこと」が条件である。その他、保護者への情報提供として「いじめは0であること」が説明でき、学校関係者に公表することができる状態になることを言う。

8 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) 調査を要する重大事態

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 重大事態の報告

市教育委員会を通じて7日以内に市長へ事態発生について報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

- ① 第28条の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行うものである。
- ② 市教育委員会が、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。
- ③ 学校が調査主体となる場合、外部人材を調査組織(いじめ対応チーム)に入れるとともに市教育委員会より必要な指導、人的措置も含めた適切な支援を受ける。

(4) 調査を行う組織

学校が設置した「いじめ対応チーム」に適切な専門家を加えた組織又は市教育委員会が設置した調査組織において調査を行う。

ただし、構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除き、公平性・中立性を確保する。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

調査の実施に当たっては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- いつ（いつ頃から）
- 誰から行われ
- どのような態様であったか
- いじめを生んだ背景事情
- 児童の人間関係にどのような問題があったか
- 学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、客観的な事実関係を速やかに調査する。

① いじめを受けた児童から聴き取りが可能な場合

- いじめを受けた児童から十分に聴き取る。
- 児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とする。
- いじめを行った児童に事実関係を確認するとともに指導を行い、いじめ行為を止める。
- いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、関係機関と適切に連携して、対応に当たる。

② 児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合の留意点

- 当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

＜児童の自殺が起こった場合の調査＞

自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- ① 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限り丁寧に遺族に説明を行う。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限り丁寧な説明を行う。
- ③ 市教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、市教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り丁寧に説明を行う。
- ⑤ 背景調査においては、できる限り速やかに、偏りなく資料や情報を収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- ⑥ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めながら行う。
- ⑦ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供に心掛け、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないようにする。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意を払い、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

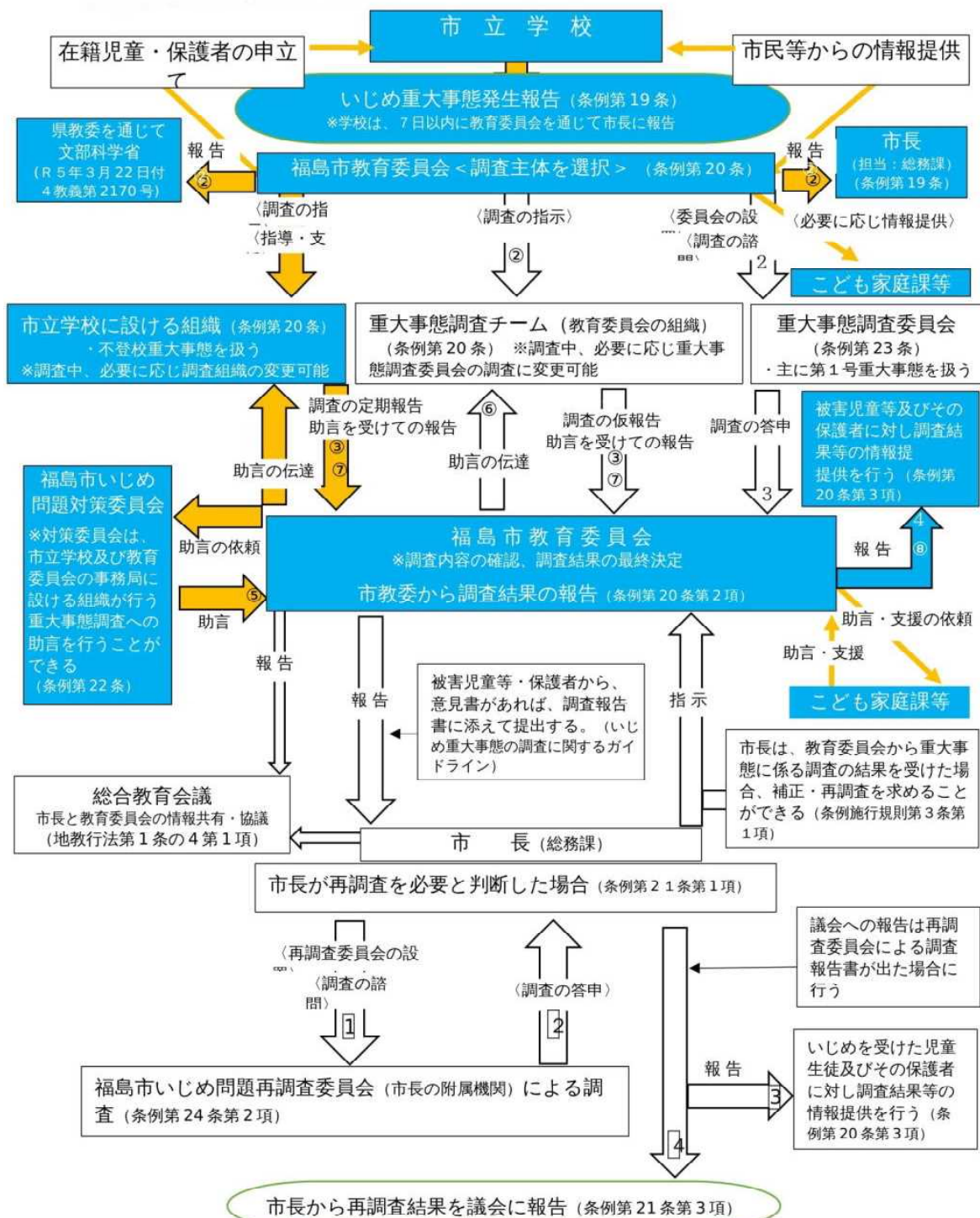
（６）調査結果の提供及び報告

- ① 市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

以下の点に留意して情報の提供に当たる。

- 市教育委員会又は学校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報を楯に説明を怠ることのないようにする。
 - 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。
 - 学校が調査を行う場合、市教育委員会より、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。
- ② 調査結果については、市教育委員会を通じて市長に報告する。

重大事態への対応フロー図



9 いじめ防止等の対策のための年間計画

時 期	実 施 計 画	時 期	実 施 計 画
4 月	○組織編成 ○梅校いじめ根絶チーム定例会 (校内服務倫理委員会に準ずる) ・ 1 学期いじめ防止重点取り組み の内容決定 ・ 児童の実態把握 ○児童への啓蒙啓発 ○保護者へいじめ防止基本方針、 関係機関との連携について説明	1 0 月	○梅校いじめ根絶チーム定例会 ・ いじめに関する事例研究会
5 月	○全教職員による児童の共通理解 (生徒指導協議会)	1 1 月	○いじめ実態調査アンケート実施 ・ 個別指導及び全体共通理解 ○教育相談月間
6 月	○梅校いじめ根絶チーム定例会 ○いじめ実態調査アンケート実施 ・ 個別指導及び全体共通理解 ○教育相談月間 ○Q U テスト実施	1 2 月	○梅校いじめ根絶チーム定例会 ・ 取り組み自己評価実施 ・ 反省と改善策の策定
7 月	○梅校いじめ根絶チーム定例会 ・ 取り組み自己評価実施 ・ 反省と改善策の策定 ○Q U テストに基づく校内研修会	1 月	○冬休み中の情報収集 (生徒指導協議会) ○児童の実態把握と共通理解 ○梅校いじめ根絶チーム定例会 ・ 3 学期いじめ防止重点組み の内容決定 ○児童への啓蒙啓発
8 月	○夏休み中の情報収集 (生徒指導協議会)	2 月	○いじめ実態調査アンケート実施 ・ 個別指導及び全体共通理解 ○梅校いじめ根絶チーム定例会
9 月	○児童の実態把握と共通理解 ○梅校いじめ根絶チーム定例会 ・ 2 学期いじめ防止重点組み の内容決定 ○児童への啓蒙啓発	3 月	○梅校いじめ対根絶チーム定例会 ・ 取り組み自己評価実施 ・ 評価と改善策の検討・次年度へ の引継ぎ

* 生徒指導全体会をいじめ根絶チーム定例会と位置付け、情報交換の場とするとともに、随時共通理解図る。

* いじめられたらどうするか、対処の仕方、SOSの出し方について、発達段階に応じて指導する。

10 評価と改善

- (1) 学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめ防止の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめ防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を実施し、再発防止に取り組む。
- (2) 年間を通して、いじめ認知件数が0件の場合は、児童と保護者に公表し、説明する。